

## 手形・小切手機能の電子化に関する検討会（第3回） 議事概要

1. 日 時           2018年6月5日（火）13：30～14：50
2. 場 所           朝日生命大手町ビル（千代田区大手町2－6－1）27階 会議室
3. 議 題           (1) 「その他証券類の実態把握と方向性（案）の策定に向けて」  
                      (事務局説明)  
                      (2) 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会 中間報告（案）」  
                      (事務局説明)  
                      (3) 質疑応答・意見交換

### 4. 議事内容

(1) 「その他証券類の実態把握と方向性（案）の策定に向けて」  
事務局から、資料に沿って説明。

(2) 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会 中間報告（案）」  
事務局から、資料に沿って説明。

#### (3) 質疑応答・意見交換

(委員)

- ・ 中間報告（案）の第5章「3. 手形と電子記録債権の法制度における差分」について、手形法・小切手法が存続する前提を踏まえると、商事留置権が認められなくなることについての代替的な措置については詳しく検討されているが、例えば手形・小切手訴訟の利用可否など、両者の差分についてさらに詳細に検討いただきたい。
- ・ また、電子記録債権を利用することのメリットとしては、全体として社会的コストが削減できることのほかにも、分割が可能であることや無権限代理についてコントロールがしやすいことなどがあるため、こういった点も含め詳しく分析し、メリットとデメリットを代替措置も含めて勘案して総合的に判断することが必要だと思料する。

⇒（事務局）

- ・ 承知した。

(オブザーバー)

- ・ 中間報告（案）について、第5回業務WG後に意見を提出させていただいたが、一部反映されていない点が見られるため、引き続き検討していただきたい。
- ・ 本検討会の目的は、手形・小切手について全面的に電子的な仕組みに移行することであると理解している。したがって、手形・小切手の代替手段としてあげられている電子記録債権や振込の利用を推進していくということだけであれば、検討会を開催する意義は乏しく、その趣旨は、手形・小切手ないし手形交換所の廃止による影響・メリット・課題を検討するものだと理解している。
- ・ 中間報告（案）のうち、法的論点の整理等は、手形・小切手の廃止を前提とした議論となっているが、一方で、手形・小切手の廃止が前提になっていない調査・検討であるにも関

ならず、その前提が明記されないまま数字が示されていたり、議論が展開されていたりする部分がある。例えば利用者向けのアンケート調査において（手形の代替決済手段として最も可能性の高いものは何だかと思うかという設問に対して）「電子記録債権」や「振込」といった回答が多く寄せられたとあるが、これは手形・小切手が廃止された場合に、他のもので代替できるか、ということを問うた設問にはなっておらず、読み手側が誤解のないような記載をするべきである。同様に、「総じて電子化そのものに対する否定的な意見はなく」と記載があるが、これは「紙の手形・小切手の廃止に否定的な意見がないこと」と同義ではないことに留意するべきである。

- ・コストの削減効果の試算に関して、金融機関のコスト削減効果が参考という取扱いになっているが、金融機関側の生産性向上も重要な電子化の効果であり、これはしっかりと示していくべきだと考える。また、利用者側の試算は手形・小切手が廃止されることが前提となっておらず、単純に今ある他の手段に移行した場合にどうかという試算になっているため、検討会の趣旨に合っていない。例えば、「企業のインターネット利用状況は99.6%」という数字を参照してIT投資費用を試算に含んでいないが、これだけIT化が進んでいるながら電子記録債権やEBの普及率が高くないということは、何らかのネックがあるということであり、手形・小切手という選択肢がまったく取れないという状況でもそれによるコストが発生しない、ということはないと考えにくい。今から試算をやり直すということは現実的ではないが、誤解を与えないために、利用者側の試算は手形・小切手を全面的に廃止した場合を前提条件としておらず、廃止によってコストが発生する可能性があることを明確に記載してほしい。

⇒（事務局）

- ・今後の進め方については、別途相談させていただきたい。手形・小切手法は廃止しないものの、市中に流通している紙の手形・小切手をゼロ枚にするという理念を掲げるといったご意見を述べられたと思うが、仮にゼロ枚にならなかったとしても、現在のありようが抜本的に変わって生産性が格段に向上するのであれば、それを現実解として探っていくということだと思う。完全にゼロ枚にすることに固執しすぎることは、最終提言に向けて逆に非現実的だと見られる可能性もある。

⇒（オブザーバー）

- ・先ほどは、目指すべき理念について述べたわけではなく、この検討会の検討すべき論点が何であるかについて述べたつもりである。つまり、検討会においては、仮に手形・小切手を廃止した場合にどのような影響があるのか、それに向けたコンセンサスは何か、廃止ができないとすればどのような問題点があるのか、という点を議論するのであって、既存の決済手段である振込や電子記録債権の利用を増やすことが議論の趣旨ではないと理解している。申しあげたかったのは、データの示し方と議論の趣旨が合致していない、具体的には、利用者側の試算は電子化を徐々に進めた場合の企業にとってのメリットが示されている一方で、手形・小切手の廃止に伴うコストは含まれておらず、逆に金融機関側の試算は手形・小切手が完全に廃止された場合のメリットが示されている一方、従来どおり、紙の手形・小切手が併存した場合のコストが示されていない。このあたりを明確に示さなければ、検討会の趣旨が変わってきてしまうのではないかと、という点を危惧している。

（委員）

- ・手形・小切手の電子化によるコストの削減効果を中小・零細企業のIT化促進の手助けとすることに賛成である。そのためには金融機関側の損益改善効果をより正確に算出する

必要があるが、中間報告（案）で示された数字は各行へのアンケートによる算出であり、各行によって受け止め方も異なっている可能性があり、その数字の正確性に対して不安がある。数字は独り歩きする危険性もあることから、前提条件を付したり、今後さらに精緻化を図っていく等の対応が必要である。また、算出された数字は手形・小切手がゼロ枚になった場合のものであり、手形・小切手が1枚でも残る限り、金融機関としては固定費用がどうしてもかかってしまう。この点をミスリードしないような書きぶりとしていただきたい。

⇒（事務局）

- ・中間報告（案）で示した数字のうち、銀行手数料については利用者から銀行に移動するだけだが、印紙税や利用者・銀行の人件費は間違いなく減っていくものであり、全体を俯瞰的にみれば、必ずメリットがあると考えている。こういった方向性は失わず、試算の前提条件は可能な限り記載していく。

（委員）

- ・当方としても、これまでの事務局の説明から、手形・小切手機能を電子化し、金融機関が用意している紙の手形・小切手は廃止され、手形交換所も廃止されることになるものと考えていた。だからこそ、「中小企業への悪影響は回避」していただくようお願いしていたところである。
- ・引き続き、「中小企業への悪影響を回避」とともに、電子化対応困難者であっても「手形・小切手の電子化の機能を享受できる方策」の実現をお願いしたい。なお、「(当検討会に出席している) 中小企業3団体イコール産業界」という訳ではなく、手形・小切手に関する商慣習については、業界特性が大きいと思われるため、各業界団体等に対する丁寧なヒアリング・説明等の対応を、お願いしたい。
- ・中間報告（案）において、事業者のコスト構造の変化についての記載があるが、このコスト試算については、前回の検討会で発言したとおり、内容の妥当性について、WG等で議論・検証いただきたい。今回公表する中間報告においては、誤解を与えないように今後の検証によって変わりうる数字であることが分かるような書き振りとしていただきたい。
- ・手形・小切手の電子化によって、「マクロとしてコスト削減効果がある」との説明はあったが、他方で、本当に電子化に移行させたいのであれば、皆がメリットを享受できることが必要であり、「ミクロの視点での試算結果の提示」が必要だと思料する。例えば、振出サイドの中小企業も、受取サイドの中小企業も、また、手形等が毎月1枚の中小企業も、手形等が毎月100枚の中小企業も、皆がメリットを享受できるという、具体的試算を示していただきたい。中間報告への反映までは求めないが、よろしくお願いしたい。
- ・コスト削減による利益配分について、そのメリットを金融界だけが享受するのではなく、利用者である中小企業等にもメリットがないと、納得が得られないと思われる。については、電子化によるコスト削減がなされた場合、例えば、手形・小切手機能の電子化サービスについて、「利用企業のイニシャル・ランニングコストの低減が図られる」など、独占禁止法等を理由にせず、大胆に記載してほしい。

⇒（事務局）

- ・可能な範囲で検討していく。

（委員）

- ・今後もこれまでの調査にもとづき、利用者の目線に立って丁寧な議論をお願いしたい。

- 手形・小切手電子化のメリットに関する試算については、検討会において一定の仮定を置いて算出し、マクロでのメリットがある程度見込めるということは確認できたと認識している。様々な関係者にとってメリットがあるように、具体的な絵をどう描いていくかが今後の課題である。
- 今後も、電子記録債権およびエレクトロニックバンキング（EB）の使い勝手の向上に資する検討や中小企業のIT化の促進への協力も含め、皆さんと連携して進めていきたいと考えるため、ご協力いただきたい。

(以 上)